

会 議 録（要 旨）

会 議 名	平成27年度第4回武蔵村山市国民健康保険運営協議会
開 催 日 時	平成27年12月15日（火） 午後1時30分から午後2時55分まで
開 催 場 所	委員会室（市役所5階）
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：被保険者代表 岡本 皓夫、田代 芳久、田中 洋子、濱浦 雪代 保険医代表 指田 登生、三條 治 公益代表 沖野 清子、宮崎 文永、村野 好夫、靱山 敏夫 被用者保険等保険者代表 榎本 浩幸 欠席者：保険医代表 千竈 学、北條 泰輔 事務局：市民部長、保険年金課長、収納課長、保険年金課主査（国保税グループ、国保給付グループ）、保険年金課主事（国保給付グループ）
報 告 事 項	第3回会議録について
議 題	(1) 諮問事項の検討について 「国民健康保険財政の健全化に向けた事業運営の在り方について」 国民健康保険税の税率改定について (2) その他
配 布 資 料	・ 資料1 第3回会議録 ・ 資料2 国保税率改定試算表補足資料
結 論 （決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。）	議題(1)：事務局から新たに提示された、税制改正大綱にて閣議決定されると予想される法定限度額の引き上げを考慮したパターン4の案が多数意見となり決定した。法定限度額については税制改正に関する法令改正後、専決処分を行うことが適当であり、事務局はその旨を含めて答申案を作成し、次回の会議にて提示することとする。
審 議 経 過 （主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。）	報告事項（1）第3回会議録について 【事務局説明要旨】 （保険年金課長） 事前に出席者に確認したところ、修正意見等がなかったため、会議録署名委員に署名をしていただいた。 （会長） これに異議があるか。 【質疑・意見等】 （委員） 異議なし。 議題（1）諮問事項の検討について 「国民健康保険財政の健全化に向けた事業運営の在り方について」 （会長） 議題（1）「国民健康保険財政の健全化に向けた事業運営の在り方について」であるが、事務局から説明をお願いする。 【事務局説明要旨】 （保険年金課長） 前回の会議にて資料の追加要求があったものについて、説明を行った。

(短期証の状況)

国民健康保険被保険者証は通常、有効期間は2年間のため、2年に1回、10月に更新を行っている。短期証は有効期限を6か月とし、前年度までに15万円以上の滞納がある世帯を対象としている。平成25年10月の一斉更新時に、短期証該当世帯は717世帯あったが、平成27年10月時点では550世帯に減少している。

(国保税滞納状況(所得階層別))

国民健康保険税の算定では所得から33万円を控除した金額を基準所得としているため、表の所得階層0円と1円から330,000円の2行分が所得ゼロとして捉えている。所得階層ゼロの世帯数は全体の70%を占め、滞納額でも60%を超えている。

(総所得区分別課税状況)

所得金額毎に分類した表である。算出税額と課税額が一致していないのは限度額に達している場合や、7割・5割・2割の軽減がかかっている世帯があるためである。申告の必要のない方及び未申告者が「所得なしの申告なし」に該当し、本表を作成した27年6月30日時点で、医療分は全体の28.8%が所得なしに該当している。作成基準日以降に申告された方のデータは含まれていない。

(国民健康保険税率の改定パターン別法定軽減額)

軽減とは平等割と均等割の応益部分について一定の所得以下の場合に東京都及び市の一般会計からの負担金で賄われているものであり、軽減金額については東京都が3/4、市が1/4を負担している。平成27年度の軽減対象は給与収入が、98万円未満で7割、184万円未満で5割、274万円未満で2割の軽減対象であった。

(法定限度額段階別影響額)

所得割の税率4.97%を5.04%とした場合に法定限度額に近づく方の人数等についての要望であったが、データの抽出が困難であったため、法定限度額に達している方についての表を用意させていただいた。記載している超過額とは限度額がなかった場合に支払っていただく金額である。制度上、平成26年度及び平成27年度に限度額の引き上げが行われたが、本市では改定を行っていないため平成23年度以降、現行限度額を使用している。平成28年度の見込については、今後決定される税法改正大綱に盛り込まれている内容である。

(各市における法定外繰入の決算状況)

一般会計から国民健康保険事業特別会計への繰入金について、被保険者数一人当たりの額を算出した表である。本市は26市中1位となり、約12億6千万円が不足しているという状況である。平成25年度は3位、平成24年度は16位、平成23年度は13位、平成22年度は11位、平成21年度は14位、平成20年度は15位と、数年前までは中間辺りに位置していた。平成20年度は一人当たり24,781円の繰入れであったものが、平成26年度には53,437円の繰入れとなり、この分を市から補助していただいている大変苦しい財政状況である。

(保険給付費、後期高齢者支援金及び介護納付金の将来推計)

景気や医療費に左右されるものなので、参考として捉えていただきたい。

将来推計については平成20年から平成26年までの被保険者数の実績値の平均である△0.71%で計算しており、被保険者一人当たりの金額については後期高齢者医療広域連合が推計した増減率である1.67%を使用した。

また、後期高齢者支援金及び介護納付金についても平成20年から平成26年までの平均増減率から見込の数値を計算している。

(平成27年度各市保険料(税)一覧表)

表は平成27年度の各市の状況である。26市中19市が税率改定を予定しているようであるので、現在把握している平成28年度の各市の改定状況を参考としてお伝えする。

医療分の資産割については7市中3市が廃止を予定しており、所得割については0.2~1%程度の増、均等割については1,300円から6,000円程度の増、平等割については1市が廃止を予定し、1,800円から9,000円程度の減を予定しているようである。後期支援分の所得割については、0.01%から0.08%程度の増、均等割については300円から3,000円程度の増、介護分の所得割は0.03から0.3%程度の増、均等割については500円から2,500円の増を予定しているようである。

(事務局としての考え方)

前回、資産割・平等割を2/3にしたパターン1、1/2にしたパターン2、廃止して2方式とするパターン3の3とおりの案を提示したが、事務局としてはパターン1を推奨する。理由は低所得者層に一番配慮しているものであると考えるからである。

平成28年度の税制改正大綱に国民健康保険税の限度額の見直しと低所得者に対する軽減の見直しが盛り込まれる予定である。法定限度額の上限が引き上げられると、上位所得者の負担が増加する一方、中間所得者の負担が軽減されることになる。

そこで、パターン1の考えを維持しつつ、法定限度額の上限の引き上げを見込んだパターン4を新たに提示する。現時点の予定では医療分(52万円→54万円)及び後期支援金分(17万円→19万円)の限度額が増となるため、所得割の増改定を若干抑えることが可能となる。パターン1と比べて医療分・後期支援分の所得割の率を0.02%程度下げることが可能となっている。

限度額については、条例で定める必要があるが、税制改正に関する法令が改正されるのが毎年3月30日又は31日となっていることが多い状況である。そのため、年度内の議会招集が不可能なため、専決処分という対処方法があり、これは市長の権限により決定し、次回の議会にて報告を行うというものである。今まで本市では軽減については専決処分を行ってきたが、今回限度額の引き上げについても同様に行いたいと考えている。

低所得者層に加え、中間所得者層に配慮することができるパターン4が良いのではないかと、事務局は考えている。

(会長)

説明について質疑等はあるか。

【質疑・意見等】

質疑なし。

(会長)

事務局が提示した税率改定の4パターンのうちいずれのパターンを採用するのが良いかについて、各委員の意見を伺いたい。

(委員)

税制改正の内容を加味したパターン4を採用するのが良いと考える。

(委員)

本市の状況を踏まえて、低所得者層・中間所得者層に配慮したパターン4が良いと考える。

	<p>(委員) 限度額引き上げには賛成である。また、低所得者に配慮しながら高所得者にはそれなりの負担をしてもらうという考え方で良いと考えるので、提示された4つのパターンの中であればパターン4が最良である。ただし、国民健康保険税の滞納状況及び総所得区分別課税状況の資料を見ると、低所得者層に対しては何らかの特別な手当が必要ではないかと考える。</p> <p>(委員) パターン4では平等割が△2,600円となっているが、今後の減額についてはどのように考えているか。私は、将来的には2方式にしたいと考える。また、できるだけ各市の平均値へ近づくようにすればと良いと考える。</p> <p>(保険年金課長) 資産割について、26市中7市が現在課税しており、その内3市は平成28年度での廃止を予定しているようである。また、既に所得割と均等割の2方式を採用している市があること、また、特別区は既に2方式となっていることから、都道府県化の際には2方式にしていく方が良いと考えている。今回の改定の内容は来年度以降の運営協議会に議論していただく余地を残したと考えていただきたい。</p> <p>【集約】 (会長) 各委員の意見の集約の結果、追加資料のパターン4で答申をしたいと考えるがこれに異議等はあるか。</p> <p>【質疑・意見等】 (委員) 異議なし。</p> <p>(会長) 次回は、本協議会としての諮問事項に対する答申についてを議題とする。事務局にはこれまでの議論を踏まえ、答申の原案を作成し、会議開催前に各委員に提示する準備をお願いします。各委員については事前に答申案を確認し、次回会議で決定できるようにお願いします。</p> <p>(会長) 議題2「その他」について事務局から何かあるか。 (保険年金課長) 特になし。</p> <p>(会長) 議題2「その他」について委員から何かあるか。 (委員) 特になし。</p> <p>(会長) 次回は平成28年1月6日(水)午後1時30分から開始とする。場所は、市役所5階委員会室である。 これにて、平成27年度第4回武蔵村山市国民健康保険運営協議会を閉会する。</p>
--	---

会議の公開・ 非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開	傍聴者： _____ 1 人 ※一部公開又は非公開とした理由 (_____)
-----------------	---	---

会議録の開示・ 非開示の別	■開示 □一部開示（根拠法令等：) □非開示（根拠法令等：)
------------------	--

庶務担当課	市民部 保険年金課（内線：134）
-------	-------------------